

構造改革特区に係る計画区域新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画</p>	<p>構造改革特別区域計画</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p>4 構造改革特別区域の特性</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p>
<p>(1) 市及び町の基幹産業としての発展</p>	<p>(1) 市及び町の基幹産業としての発展</p>
<p>岩手県では南部さけが本州一の漁獲量を誇り、秋になると産卵のため故郷に戻ってくることもあって、昔から多くの県民に親しまれてきた魚であるとともに、新巻鮭やイクラ等に加工される地域の重要資源となっている。</p>	<p>岩手県では南部さけが本州一の漁獲量を誇り、秋になると産卵のため故郷に戻ってくることもあって、昔から多くの県民に親しまれてきた魚であるとともに、新巻鮭やイクラ等に加工される地域の重要資源となっている。</p>
<p>また、平成 <u>26</u>年の漁業生産額は約 <u>357</u>億円で、東北第3位、全国第 <u>12</u>位となっており、リアス式海岸の静穏海域や水産物の生育に適した岩礁に恵まれ、アワビの生産量が全国第1位、サケが北海道に次いで第2位になるなど「つくり育てる漁業」の推進に力を入れてきた。</p>	<p>また、平成 <u>24</u>年の漁業生産額は約 <u>289</u>億円で、東北第3位、全国第 <u>16</u>位となっており、リアス式海岸の静穏海域や水産物の生育に適した岩礁に恵まれ、アワビの生産量が全国第1位、サケが北海道に次いで第2位になるなど「つくり育てる漁業」の推進に力を入れてきた。</p>
<p>東日本大震災の発災後は、これらの種苗生産施設や漁船等生産基盤の復旧に取り組み、漁業・養殖業生産量は震災前の約 <u>8</u>割まで回復したほか、両輪となる水産加工業も平成 <u>26</u>年の出荷額は <u>621</u>億円まで回復している。</p>	<p>東日本大震災の発災後は、これらの種苗生産施設や漁船等生産基盤の復旧に取り組み、漁業・養殖業生産量は震災前の約 <u>7</u>割まで回復したほか、両輪となる水産加工業も平成 <u>24</u>年の出荷額は <u>435</u>億円まで回復している。</p>
<p>宮城県は、黒潮と親潮が交錯する世界でも有数の三陸漁場を抱え、カレイ、サバ、サンマなどを主とする沿岸・沖合漁業や、マグロ、カツオなどの遠洋漁業とともに、沿岸部では生産量日本一のギンザケ、ホヤをはじめ、ノリ、カキ、ワカメ、ホタテ <u>ガイ</u>などの養殖業が盛んに行われている。</p>	<p>宮城県は、黒潮と親潮が交錯する世界でも有数の三陸漁場を抱え、カレイ、サバ、サンマなどを主とする沿岸・沖合漁業や、マグロ、カツオなどの遠洋漁業とともに、沿岸部では生産量日本一のギンザケ、ホヤをはじめ、ノリ、カキ、ワカメ、ホタテなどの養殖業が盛んに行われている。</p>
<p>また、これらの豊富な魚介類を活用した水産加工業も盛んで、古くから全国に誇れる水産県として発展してきた。</p>	<p>また、これらの豊富な魚介類を活用した水産加工業も盛んで、古くから全国に誇れる水産県として発展してきた。</p>
<p>震災で壊滅的な被害を受けたが復旧も進み、平成 <u>26</u>年の漁業生産額は <u>668</u>億円で全国第 <u>5</u>位、産地魚市場の水揚げも <u>511</u>億円と震災前の約 <u>8</u>割まで回復した。さらに、宮城県の食料品出荷額の約 <u>50</u>%を占め、沿岸地域の基幹産業となっている水産加工業についても、平成 <u>24</u>年は <u>12</u>万トン、<u>1,400</u>億円まで回復している。</p>	<p>震災で壊滅的な被害を受けたが復旧も進み、平成 <u>24</u>年の漁業生産額は <u>499</u>億円で全国第 <u>7</u>位、産地魚市場の水揚げも <u>442</u>億円と震災前の約 <u>7</u>割まで回復した。さらに、宮城県の食料品出荷額の約 <u>50</u>%を占め、沿岸地域の基幹産業となっている水産加工業についても、平成 <u>24</u>年は <u>12</u>万トン、<u>1,400</u>億円まで回復している。</p>
<p>(2) 地場産業としての発展 (省略)</p>	<p>(2) 地場産業としての発展 (省略)</p>

<p>(3) 国際交流の進展 (省略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>別紙1 1～4 (略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (1) 規制の特例措置に必要なことや要件適合性を認めた根拠</p> <p>【主たる産業】 ① 当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p><要件適合性を認めた根拠> 本特区内の主たる産業について、漁業として発展し、豊富な資源を加工する水産加工業が栄え、<u>120</u>事業所が操業しており、地域的集積性が認められる。 また、産業の構成比をみると、全産業のうち、水産加工事業所の従業員数は43.6%、出荷額で31.2%と最も高い割合となっている。 したがって、特区内の事業所数、就業割合及び出荷額構成比からみると、上述の水産加工業は特区内の主たる産業であると判断した。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(3) 国際交流の進展 (省略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>別紙1 1～4 (略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (1) 規制の特例措置に必要なことや要件適合性を認めた根拠</p> <p>【主たる産業】 ① 当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p><要件適合性を認めた根拠> 本特区内の主たる産業について、漁業として発展し、豊富な資源を加工する水産加工業が栄え、<u>現在 92</u>事業所が操業しており、地域的集積性が認められる。 また、産業の構成比をみると、全産業のうち、水産加工事業所の従業員数は43.6%、出荷額で31.2%と最も高い割合となっている。 したがって、特区内の事業所数、就業割合及び出荷額構成比からみると、上述の水産加工業は特区内の主たる産業であると判断した。</p> <p>②～④ (略)</p>
---	---